

介護関係職種の求人賃金と求職賃金の比較（平成19年3月）

介護関係職種におけるパートを除く常用の求人賃金は多くの都道府県で求職者希望賃金を下回っている。一方、常用的パートタイムの求人賃金はほとんど全ての都道府県で求職者希望賃金を上回り、有効求人倍率の高さ（人手不足感）を反映している。また、そのミスマッチは、主に労働時間の不規則なこと等によるものと考えられる。

（単位：円）

	パート除く常用(月給)			常用的パートタイム(時給)		
	求人平均賃金 (A)	求職者希望 賃金 (B)	A-B	求人平均賃金 (A)	求職者希望 賃金 (B)	A-B
全国計	164,985	174,705	▲ 9,720	940	866	74
北海道	147,360	154,870	▲ 7,510	841	794	47
青森県	142,844	143,666	▲ 822	804	723	81
岩手県	144,712	143,978	734	858	775	83
宮城県	153,910	163,788	▲ 9,878	886	827	59
秋田県	147,627	144,719	2,908	848	726	122
山形県	147,279	160,169	▲ 12,890	852	763	89
福島県	145,963	161,229	▲ 15,266	924	806	118
茨城県	163,358	179,272	▲ 15,914	893	852	41
栃木県	161,393	176,230	▲ 14,837	884	856	28
群馬県	161,661	175,793	▲ 14,132	923	878	45
埼玉県	173,765	193,525	▲ 19,760	991	992	▲ 1
千葉県	172,930	194,938	▲ 22,008	959	921	38
東京都	196,537	210,200	▲ 13,663	1,054	1,039	15
神奈川県	186,681	205,876	▲ 19,195	980	970	10
新潟県	164,695	162,320	2,375	945	807	138
富山県	158,442	173,838	▲ 15,396	985	854	131
石川県	161,591	169,344	▲ 7,753	921	821	100
福井県	163,770	163,714	56	921	812	109
山梨県	168,077	184,286	▲ 16,209	932	887	45
長野県	162,222	170,849	▲ 8,627	911	830	81
岐阜県	163,109	171,797	▲ 8,688	899	855	44
静岡県	167,774	181,148	▲ 13,374	993	874	119
愛知県	179,016	192,913	▲ 13,897	1,004	894	110
三重県	160,387	174,388	▲ 14,001	914	879	35
滋賀県	163,808	181,488	▲ 17,680	930	855	75
京都府	165,677	183,239	▲ 17,562	899	882	17
大阪府	177,641	193,464	▲ 15,823	994	899	95
兵庫県	168,004	186,208	▲ 18,204	937	897	40
奈良県	169,310	183,729	▲ 14,419	911	889	22
和歌山県	147,965	162,520	▲ 14,555	883	879	4
鳥取県	148,472	257,143	▲ 108,671	887	805	82
島根県	151,155	158,396	▲ 7,241	903	800	103
岡山県	159,500	171,245	▲ 11,745	869	827	42
広島県	161,188	179,335	▲ 18,147	927	839	88
山口県	149,873	155,984	▲ 6,111	883	807	76
徳島県	163,376	165,833	▲ 2,457	940	889	51
香川県	165,500	167,864	▲ 2,364	890	902	▲ 12
愛媛県	151,901	159,947	▲ 8,046	1,005	974	31
高知県	149,094	161,084	▲ 11,990	843	824	19
福岡県	152,002	165,329	▲ 13,327	869	831	38
佐賀県	151,582	151,058	524	851	750	101
長崎県	139,567	150,169	▲ 10,602	800	749	51
熊本県	144,640	153,963	▲ 9,323	917	782	135
大分県	147,152	159,242	▲ 12,090	933	831	102
宮崎県	143,718	148,021	▲ 4,303	823	779	44
鹿児島県	146,771	178,959	▲ 32,188	851	752	99
沖縄県	140,925	147,824	▲ 6,899	842	745	97

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1. 介護関係職種：「122 福祉施設指導専門員」「124 福祉施設寮母・寮父」「129 その他の社会福祉専門の職業」「341-10 家政婦(夫)」「342 ホームヘルパー」

2. 求人平均賃金は下限賃金の平均。

# 福祉人材確保指針の見直しの概要

(平成19年8月28日厚生労働大臣告示第289号)

## 1. 見直しの背景

- 指針が制定された平成5(1993)年以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
- 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。

このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

## 2. 就業の動向

### 福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い(介護保険サービス従事者の約8割)。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加(訪問介護サービス従事者の約8割)。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い(入職率約28%、離職率約20%)。
- ・ 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・ 潜在的有資格者等が多数存在(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人)。等

### 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

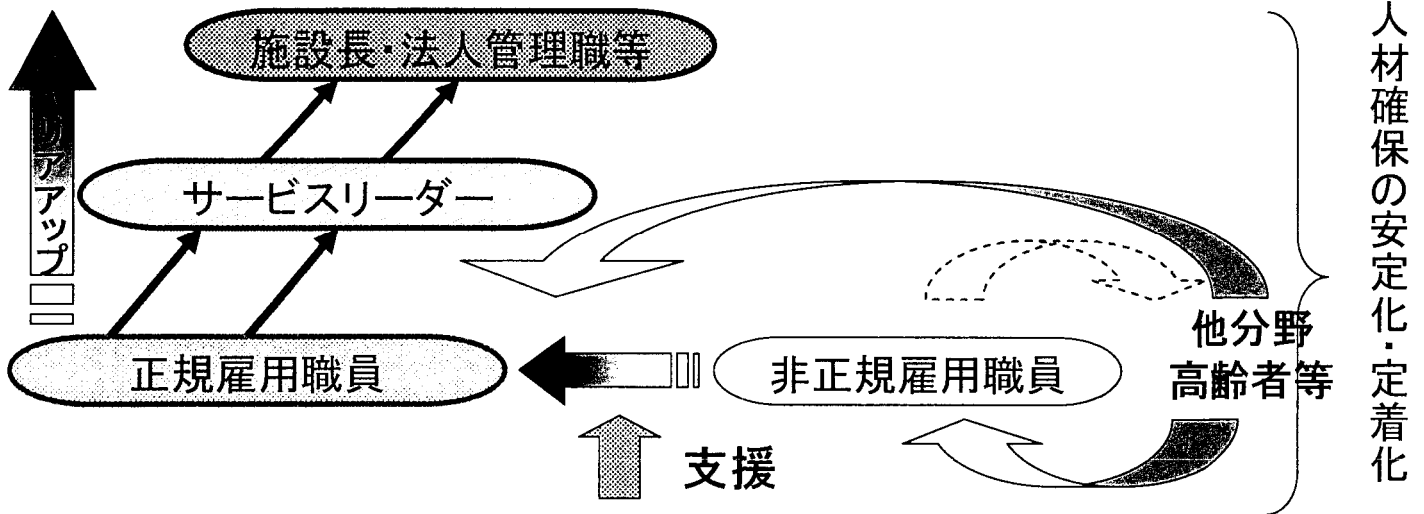
今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。  
(介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人(労働力人口の約1.5%)であるが、平成26年には約140~160万人(同約2.1~2.4%)が必要)

## 3. 人材確保のための措置

- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理

- ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
- 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

## 4. 新たな指針のポイント



### 労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

### キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

### 福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

### 潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

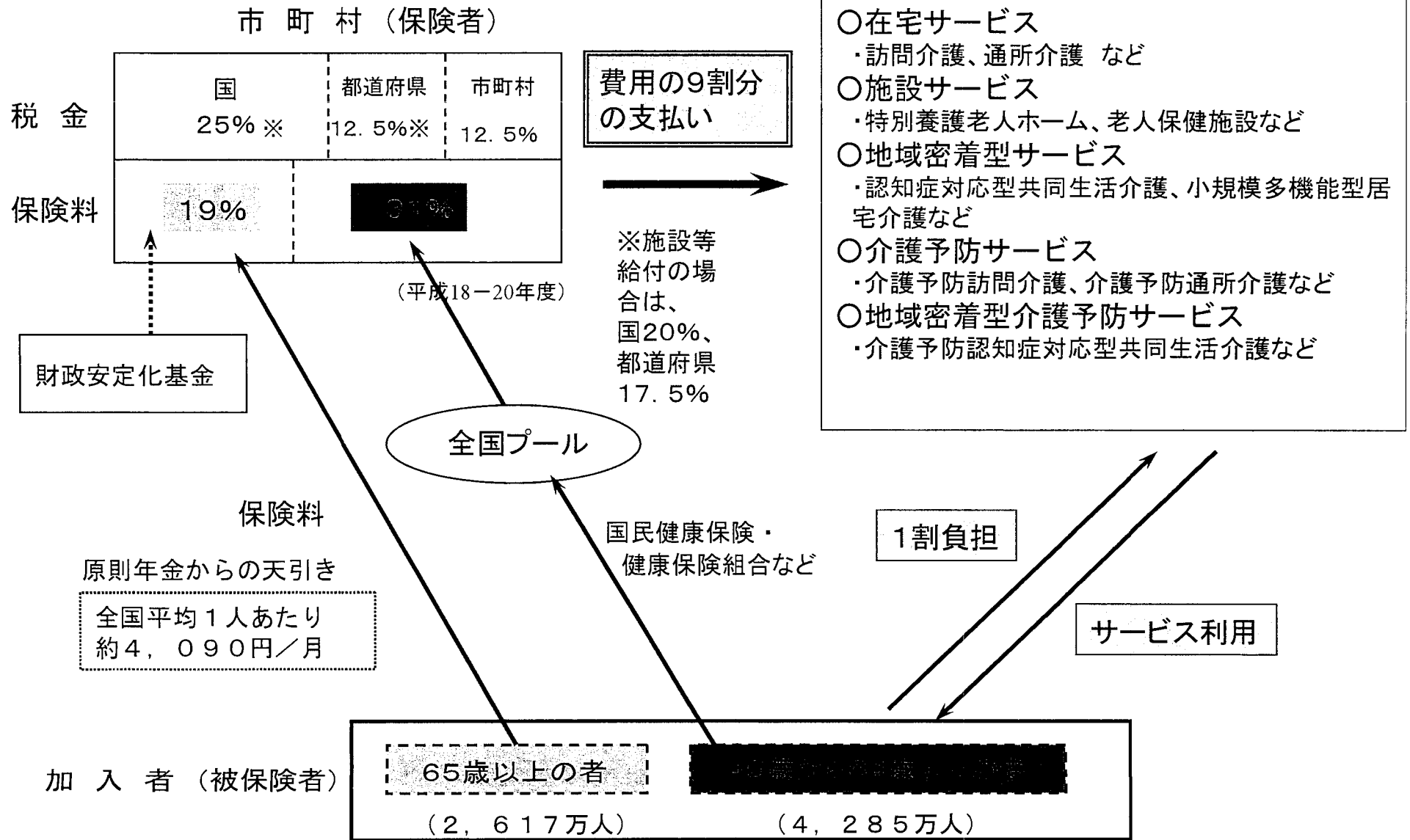
### 多様な人材の参入・参画の促進

- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

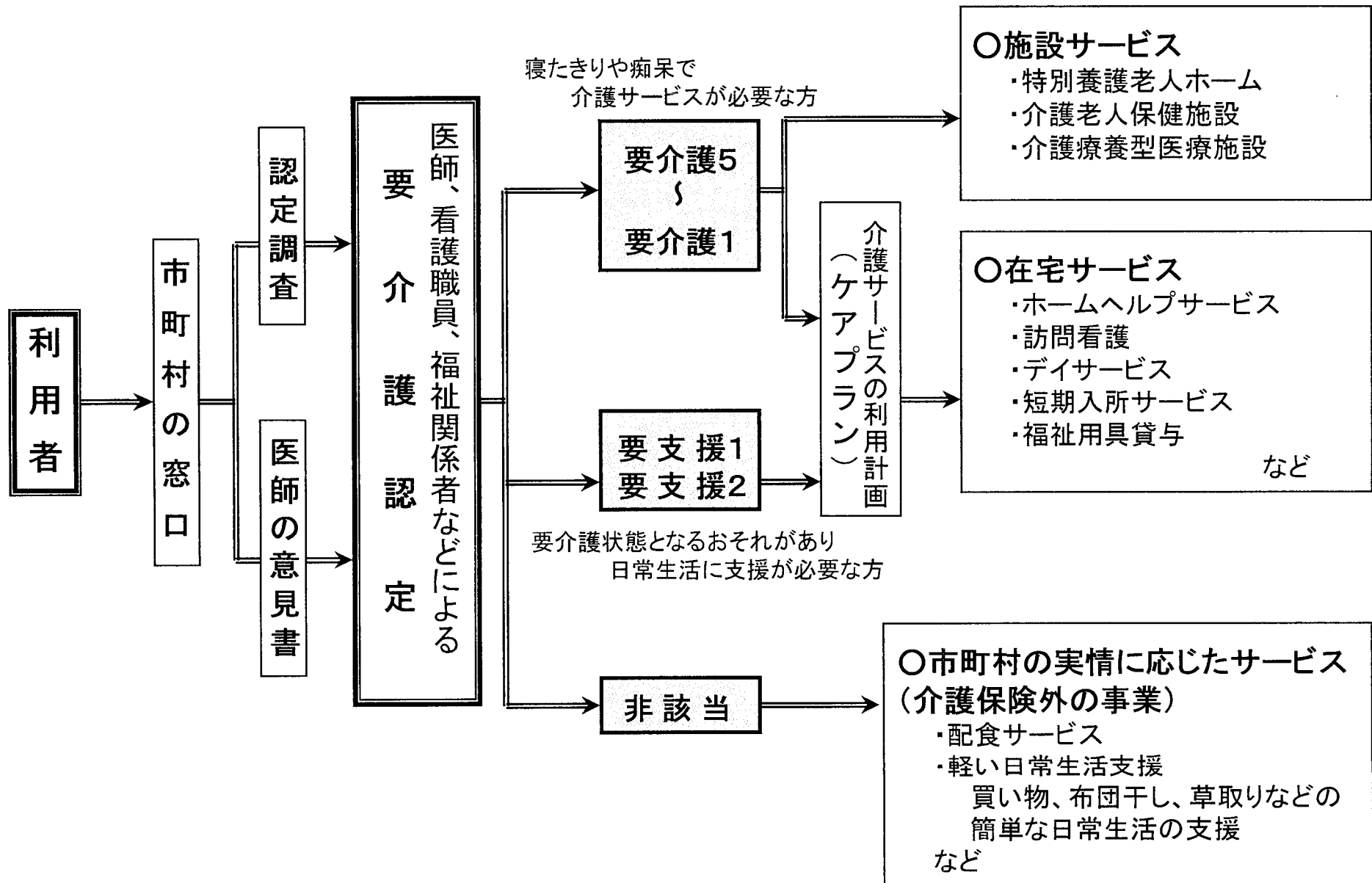
指針の実施状況を評価・検証し、必要に応じて見直す。

# 介護保険制度の概要



（注）65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳から64歳までの者（第2号被保険者）の数は、平成18年度の見込数。

# サービス利用の手続き



# 被保険者数・要介護認定者数の推移

## ○ 被保険者数の推移

65歳以上の被保険者数は、6年8ヶ月で約482万人（22%）増加

	平成12年4月末	平成18年4月末	平成18年12月末
被保険者数	2,165万人	2,594万人	2,648万人

（出典：介護保険事業状況報告）

## ○ 要介護認定を受けた人数の推移

要介護認定を受けた者は、6年8ヶ月で約222万人（102%）増加

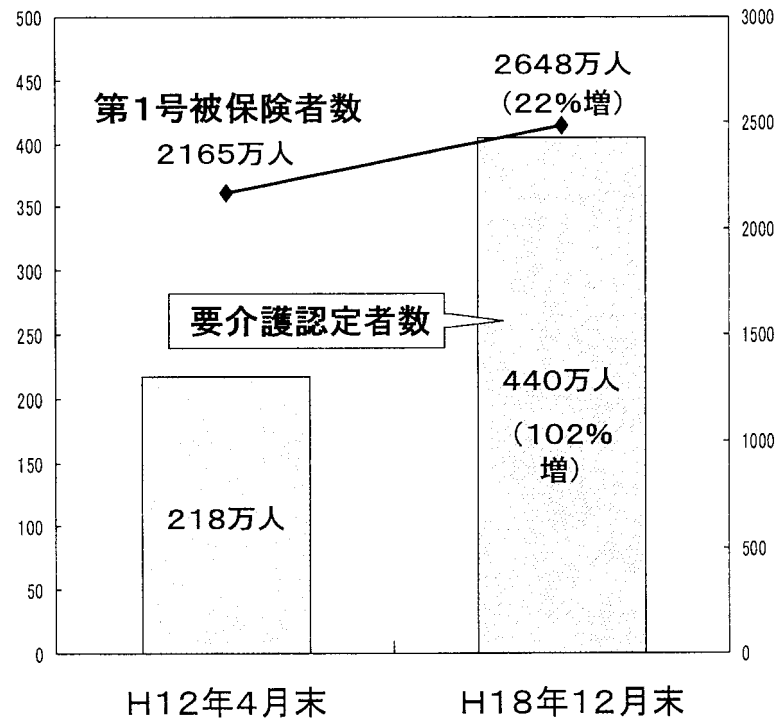
	平成12年4月末	平成18年4月末	平成18年12月 末
認定者数	218万人	435万人	440万人

（出典：介護保険事業状況報告）

# サービス利用者数の推移

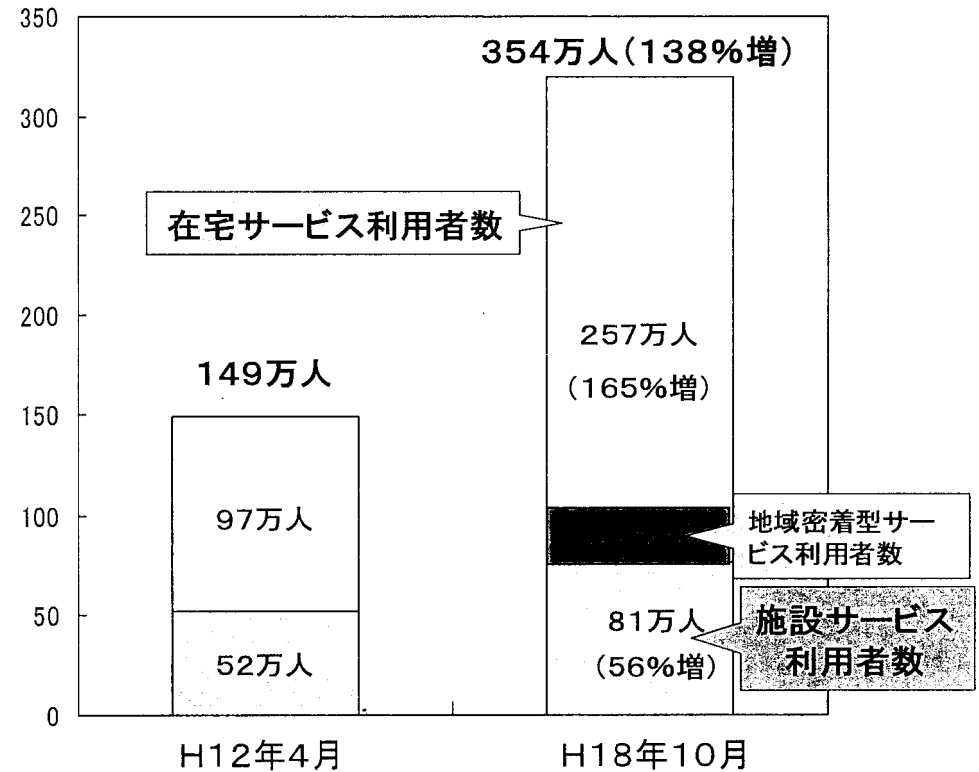
○ サービスの利用者は、制度発足時の約2.4倍に増加している。

【第1号被保険者数(65歳以上の被保険者)と要介護認定者数の推移】



	H12年4月末	H18年12月末
第1号被保険者数	2,165万人	2,648万人(22%増)
要介護認定者数	218万人	440万人(102%増)

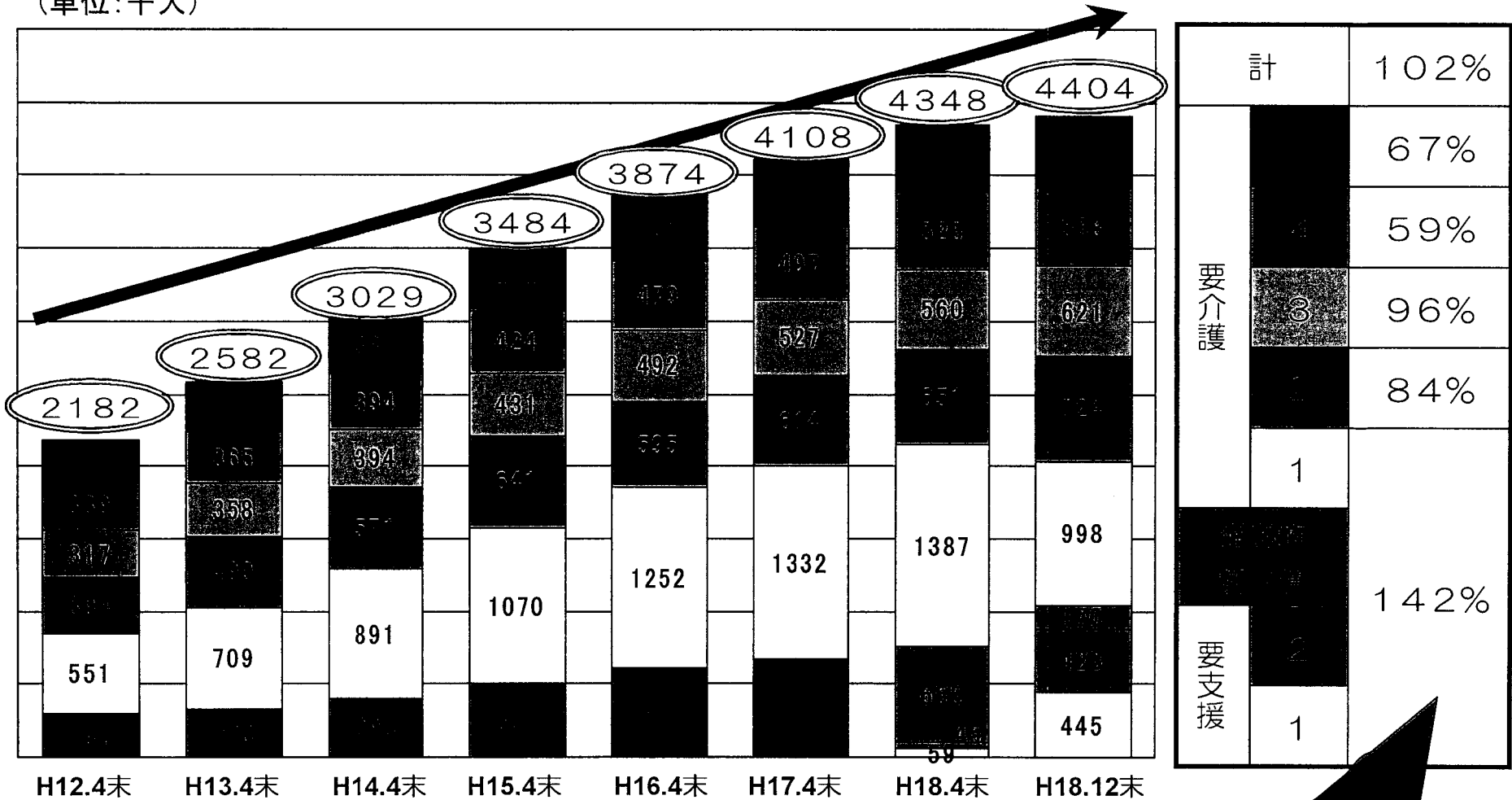
【サービスの利用者数の推移】



	H12年4月	H18年10月
利用者数	149万人	354万人(138%増)
在宅サービス	97万人	257万人(165%増)
施設サービス	52万人	81万人 (56%増)

# 要介護度別認定者数の推移

(単位:千人)



■ 要支援 (□ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 経過的) □ 要介護1 ■ 要介護2  
 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5

(出典: 介護保険事業状況報告 他)